

東松島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

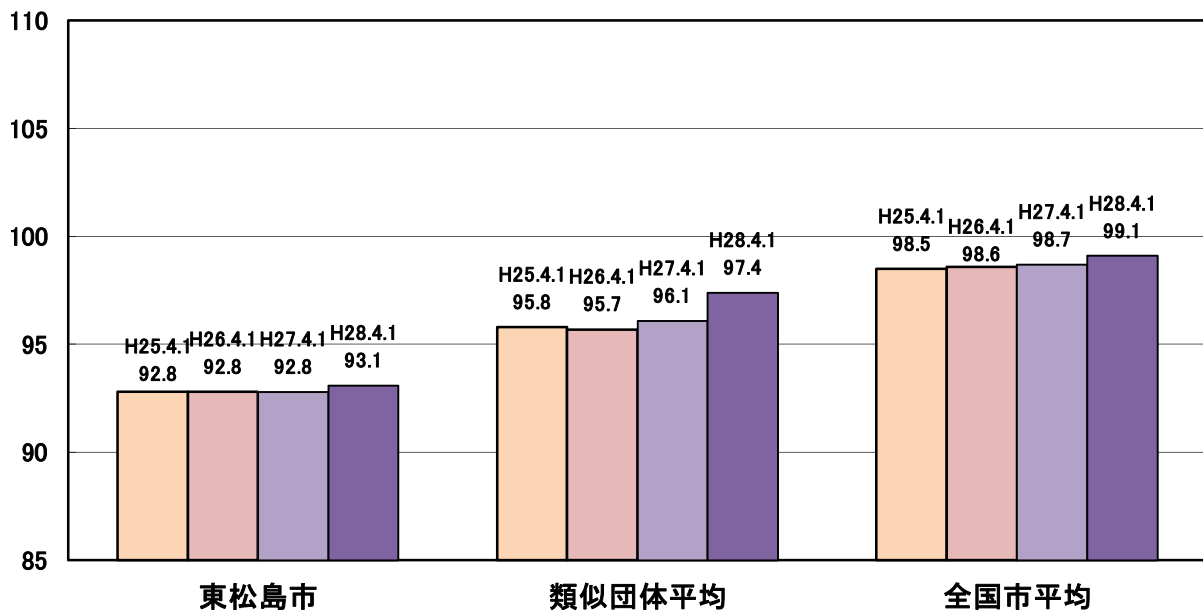
区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
27年度	人 40,270	千円 72,380,524	千円 1,627,868	千円 2,892,205	% 4.0	% 3.6

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人 345	千円 1,228,455	千円 329,446	千円 436,163	千円 1,994,064	千円 5,780	千円 5,782

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでおりません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】人事院勧告及び国家公務員の給与改定に順じ、一般職の職員給料表の改定及び職員手当の改正を実施。

① 給料表の改定

【実施】

実施内容(平均引き上げ率、実施時期等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
 (内容) 行政職給料表について初任給が民間との間に差があることから1級の初任給を1,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。また、年齢が上がるにつれ徐々に引上げ幅を抑え、高齢層については、官民の給与差が縮小すること、400円の引上げとする。平均改定率0.2%

②期末勤勉手当支給月数の改定

実施内容(期末・勤勉手当支給月数の改定)

(支給割合) 国と同様。一般職員は勤番手当月数を0.1月増。再任用職員については0.05月増。
 特定任期付職員については、期末手当を0.1月増。
 (実施時期) 平成28年4月1日に遡及し実施。

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東松島市	41.5 歳	283,841 円	345,058 円	305,750 円
宮城県	42.3 歳	321,467 円	401,885 円	356,741 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.9 歳	312,759 円	367,734 円	338,953 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
東松島市	47.4歳	11人	245,318円	263,680円	257,500円	—	—	—	—
うち調理員	61.6歳	2人	192,400円	207,035円	197,400円	調理士	43.8歳	240,300円	0.86
うち用務員	44.3歳	9人	257,078円	276,268円	275,044円	用務員	55.2歳	199,900円	1.38
宮城県	52.2歳	191人	324,449円	365,851円	348,020円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	49.9歳	12人	311,315円	336,400円	325,073円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東松島市	4,225,975円	—	—
うち調理員	3,175,358円	3,204,800円	0.99
うち用務員	4,413,395円	2,732,900円	1.61

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(H25～H27の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値となっております。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しております。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		東松島市	宮城県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	184,400 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	149,900 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	142,000 円	147,600 円	—
	中 学 卒	126,400 円	131,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	229,229円	333,580円	366,120円	***
	高 校 卒	***	287,067円	346,167円	368,125円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	***

(注) 1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。(***表記)

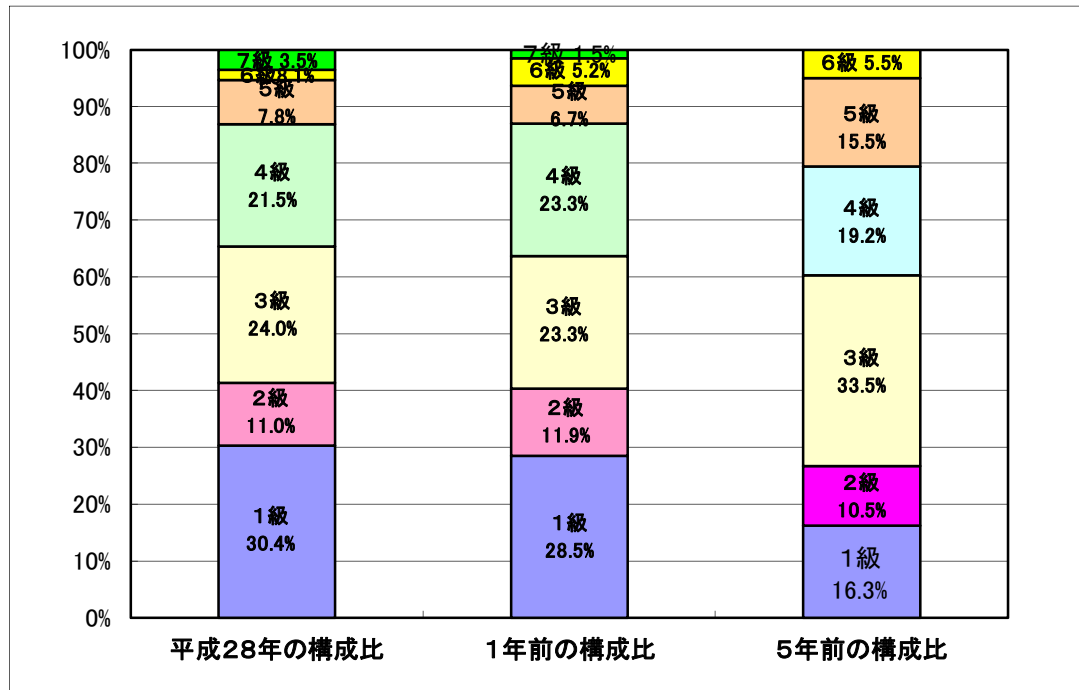
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容および代表的な職種		職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長及び会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	部長、会計管理者、議会事務局局長	10人	3.5%	361,800円	444,100円
6 級	参事の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	参事	5人	1.8%	317,700円	409,400円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	課長、副参事、技術副参事	22人	7.8%	287,100円	392,200円
4 級	班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	班長、技術監、主幹、技術主幹	61人	21.5%	261,100円	380,200円
3 級	主任の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	主任、技術主任	68人	24.0%	227,900円	349,200円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査、技術主査	31人	11.0%	191,700円	303,400円
1 級	定型的な業務を行う職務	主事、技師	86人	30.4%	141,600円	246,600円

(注) 1 東松島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成26年に6級制から7級制に変更しています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
(内容の詳細については、東松島市職員の勤務成績の評定に関する規程を参照)
- 昇給への勤務成績の反映状況
全職員について、勤務実績並びに執務に関連する性格、能力及び適正を公正かつ公式に記録し、AからEの評語を決定しその評定結果に基づき、昇給区分(0から8号俸)を決定。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東松島市	宮城県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,220 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,710 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

本市は昇給の区分を判定するための勤務成績の評定を行っておりますが、勤勉手当の成績率を判定する勤務実績の評定については、平成27年度から試行的に実施している人事評価システムに盛り込むこととしております。平成28年度においては試行的に実施している段階のため『勤務成績が特に優秀』、『勤務成績が優秀』といった判定は、していませんが、今後、人事評価制度導入とあわせて勤勉手当への勤務実績を反映させる予定です。なお、懲戒処分等により良好な勤務実績とならなかった者の成績率はその処分内容により別に定めています。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

東松島市				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	20.4450 月分	25.556250 月分		勤続20年	20.4450 月分	25.556250 月分	
勤続25年	29.1450 月分	34.582500 月分		勤続25年	29.1450 月分	34.582500 月分	
勤続35年	41.3250 月分	49.590000 月分		勤続35年	41.3250 月分	49.590000 月分	
最高限度額	49.5900 月分	49.590000 月分		最高限度額	49.5900 月分	49.590000 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			
(退職時特別昇給 なし)							
1人当たり平均支給額 1,763 千円 20,007 千円							

- (注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額です。
2. 1人当たり平均支給額欄は、対象となる職員が3人未満の場合、記載は省略させていただきます。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			1,421 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			178 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %
宮城県仙台市・富谷市	6 %	7 人	6 %
宮城県名取市・利府町	3 %	0 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 ※平成19年度からは特殊勤務手当を全廃しました

廃止した特殊勤務手当 ・感染症防疫作業手当 ・動物の死体処理手当 ・行旅死亡人処理手当 ・訪問指導従事手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成27年度決算)	135,351 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	370 千円
支給実績(平成26年度決算)	126,678 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	418 千円

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	○配偶者13,000円 ○配偶者以外 ① 1人につき6,500円 ただし、 ・職員に配偶者がいない場合 →扶養親族のうち1人について11,000円 ② 満15歳に達する日後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある扶養親族たる子 →1人につき5,000円を加算	同	—	35,944 千円	220,515 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、 その職務の特殊性に基づき支給 ・部長 66,000円 ・参事、課長 44,000円 ・副参事 21,000円	同	—	21,829 千円	507,654 円
通勤手当	○交通機関の利用者 ・最も経済的・合理的な経路及び方法による 定期券・回数券の価格 ※ただし、支給限度は55,000円 ○自動車等の使用者 ・2km以上 5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,200円 ・10km以上15km未満 7,100円 ・15km以上20km未満 10,000円 ・20km以上25km未満 12,900円 ・25km以上30km未満 15,800円 ・30km以上35km未満 18,700円 ・35km以上40km未満 21,600円 ・40km以上45km未満 24,400円 ・45km以上50km未満 26,200円 ・50km以上55km未満 28,000円 ・60km以上65km未満 29,800円 ・60km以上 31,600円	同	—	25,629 千円	78,859 円
住居手当	○23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃—12,000円 ○23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃—23,000円)×1/2+11,000円 ※ただし、支給限度は27,000円	同	—	22,658 千円	279,722 円
単身赴任手当 ※1	○異動等により住居を移転し同居していた配偶 者と別居し、単身で生活することになった職員 23,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者の住居との距離 が100km以上の場合は、距離数に応じて6,000円 から45,000円を加算する	同	—	— 千円	— 円
宿日直手当	○宿日直を命ぜられた職員 ① 5時間以上 4,200円 ② 5時間未満 2,100円	同	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	○休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時 間中に勤務することを命ぜられた職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(135/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	○夜間(午後10時から翌日の午前5時)におい て正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ た職員 ○支給額 1時間あたりの給料×(25/100)×勤務時間	同	—	— 千円	— 円
災害派遣手当 ※1	○災害応急対策又は災害復旧のため国又は他 の地方公共団体から派遣された職員が、住所又 は居住地を離れて東松島市の区域に滞在する 場合につき日額3,970円から6,620円を支給する	同	—	79,783 千円	1,307,922 円

※1 単身赴任手当と災害派遣手当については、震災対応のために他の地方公共団体から派遣された職員
(平成26年度延べ人数65人)へ支給しております。市職員(プロパー、任期付職員含む)への支給実績はありません。

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	市長	891,000 円	989,000 円ノ	595,000 円
	副市長	707,000 円	816,000 円ノ	560,000 円
報酬	議長	422,000 円	512,000 円ノ	298,000 円
	副議長	372,000 円	462,000 円ノ	265,000 円
	議員	348,000 円	431,000 円ノ	243,000 円
期末手当	市長	(平成27年度支給割合)		
	副市長	3.15 月分		
	議長	(平成27年度支給割合)		
	副議長	3.15 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	891,000円×在職月数×0.44	18,817,920円	任期毎
	副市長	707,000円×在職月数×0.26	8,823,360円	任期毎
備 考				

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	97人	103人	6人	復興・マイナンバー導入に関する業務増
		税務	12人	13人	1人	市税等収納業務の増
		民生	76人	82人	6人	保育士不足解消のため
		衛生	23人	26人	3人	組織改編による増
		農林水産	26人	28人	2人	復興業務に関する業務増
		商工	5人	9人	4人	地方創生・企業誘致業務の増
		土木	53人	57人	4人	復興業務に関する業務増
		計	297人	323人	26人	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.29 人)
	教育部門	48人	48人	0人		
消防部門						
小 計	345人	371人	26人	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.13 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.04 人)		
公営会計事業部等	下水道	8人	7人	▲ 1人	会計間の移動によるもの。	
	国保・介護	12人	13人	1人	復興業務に関する業務増	
	小 計	20人	20人	0人		
合 計			365人	391人	26人	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.27 人 [430人] [430人] [0人]

(注) 1 職員数には教育長を含みます。

2 []内は、条例定数の合計です。(ただし、条例定数には教育長は含まれません)

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	33人	32人	31人	47人	38人	67人	38人	23人	28人	28人	20人	391人

(3)職員数の推移

部 門 別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	260	264	276	292	297	323	63 (24.2%)
教育	50	47	50	50	48	48	▲ 2 (▲ 4.0%)
普通会計計	310	311	326	342	345	371	61 (19.7%)
公営企業等会計計	27	26	24	23	20	20	▲ 7 (▲ 25.9%)
総合計	337	337	350	365	365	391	54 (16.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。